

令和6年度新観光コンテンツ造成事業実施業務委託仕様書

1 委託事業名

令和6年度新観光コンテンツ造成事業実施業務

2 事業の目的

市町村観光協会や民間事業者などでは取り組みにくく、国内外の富裕層の来県および消費を促す付加価値の高い観光コンテンツを造成し、本県観光に新しいムーブメントを起こすことを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 事業内容

事業の目的を達成するために、以下の業務を実施する。

(1) 新たな観光コンテンツの企画・造成

- ・ 観光コンテンツ実施事業者と連携して、以下のテーマに沿った、これまでにない話題性のある着地型の観光コンテンツを3本程度、企画・造成すること。ターゲットは国内外の**富裕層**とすること。

テーマ: 体験コンテンツ (自然・花 (フラワーパークなど)、茨城ならではの歴史・文化、ナイトコンテンツなど)

上記テーマより複数組み合わせ提案しても良い。また、上記テーマ以外で本事業目的達成に資するものであれば提案を妨げない。(自由提案)

- ・ 観光コンテンツの実施時期は、原則として茨城アフターデスティネーションキャンペーン期間中 (令和6年10月～12月) とすること。
- ・ 単発イベントではなく、複数日で催行可能なものとする。

(2) 造成した観光コンテンツを核としたツアーの企画・造成

- ・ (1) で造成した観光コンテンツを核として、宿泊や飲食等を付加し、関連消費を増加させるツアーを企画・造成すること (団体・個人は問わない)。

(3) 造成したツアーの販売・催行

- ・ (2) で造成したツアーを販売及び催行すること。

(4) 安全管理

- ・ 参加者及び関係者の安全確保に努めること。
- ・ ツアー催行に際し予め想定される危険性は、参加者へ説明を行い、同意を得た上で参加させること。
- ・ ツアー催行中に事故等が発生した場合は、受託者及び観光コンテンツ実施事業者の責により解決すること。

(5) 情報発信

- ・ 「観光いばらき」(<https://www.ibarakiguide.jp/>) 内に専用ページを制作すること。
- ・ マスメディア及び旅行会社向けのデモツアーを実施すること。
- ・ 催行前に各1回、デモツアー中に各1回、造成した観光コンテンツの撮影を行うこと。
- ・ 受託者がこの業務において新たに取得した画像の著作権は、委託者に帰属することとし、事前の連絡なく、加工及び二次利用できるものとする。
- ・ 撮影した素材を使用しバナー画像やPR動画を作成すること。
- ・ 造成した観光コンテンツ・ツアーへの誘客及び話題化に効果的なプロモーション計画を立て、委託者承認のうえ実施すること。

(6) 調査・分析

- ・ 本事業の実施による誘客効果や関連消費等について調査・分析すること。

(7) 造成したコンテンツのレガシー化

- ・ 着地型コンテンツとして流通し継続して実施されるよう、観光コンテンツ実施事業者へのコンサルティングや本事業で使用しないOTAや旅行会社へ横展開できる工夫を実施すること。

(8) 留意事項

- ・ 顧客及び観光コンテンツ実施事業者、旅行業者等との調整及び問合せ対応は受託者により行うこと。
- ・ 関係法令を遵守すること。

5 対象経費

本業務の委託料に含まれる経費は以下のとおりとし、ツアー催行に当たり発生する経費（交通費、宿泊費、飲食費、体験料、旅行業務取扱料等）は、委託料に含めることは出来ないため、参加者からツアー料金として徴収すること。

【対象経費】

観光コンテンツ及びツアー造成に係る経費（人件費、旅費、使用料等）、情報発信に係る経費（広告宣伝費、撮影費、印刷費等）、調査分析及び報告書作成に係る経費（人件費、委託料、等）、一般管理費、その他委託者が認めた本事業の目的達成のために必要な経費

6 事業スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和6年5月～7月上旬	観光コンテンツ及びツアーの内容調整
令和6年7月中旬	〃 仮決定
令和6年7月下旬～8月中旬	〃 最終調整・広告資材の撮影等
令和6年8月下旬	〃 決定及び販売開始
令和6年9月中下旬	内覧会またはメディア向けデモツアーの実施
令和6年10月～12月（原則）	観光コンテンツ及びツアーの催行
令和7年3月	効果調査・分析

7 事業成果品

事業実施報告書 紙2部 及び 電子データ

8 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項は、別途指示する。
- (2) 受託者の責によらない事業の中止について、事前準備にかかった費用は委託者が負担する。